

小規模企業のみなさまに



■「指導相談」

■「各種制度」

融資 設備貸与 信用保証 補助金 共済



2023年6月

□新型コロナウイルスに関連した支援について

■ 新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小・小規模事業者向けの主な融資制度 (経済環境適応資金)

制度名	対象者	利率	融資期間	限度額	備考
サポート資金 【伴走支援】	売上高等が5%以上減少し、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む中小企業者	3年 年1.1%以内 5年 年1.2%以内 7年 年1.3%以内 10年 年1.4%以内	設備・運転 1年超～ 10年以内	1億円	保証料の0.2%を超える部分は国が補助
サポート資金 【新型コロナ借換】	既往のコロナ関連融資を借り換えるもので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の認定を受け、事業計画書を策定した中小企業者	10年 年1.4(1.5)% 13年 年1.5(1.6)% 15年 年1.6(1.7)% (融資対象者のうち第5号の認定を受けた場合は○の利率)	運転 1年超～ 15年以内	8,000万円	

問い合わせ：愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 ☎(052) 954-6333

■ 「新型コロナウイルス感染症対策 あいちBCPモデル」

・新型コロナウイルス感染症に対応したBCP(事業継続計画)の作成を考える中小・小規模企業を支援するためのマニュアルとして、「新型コロナウイルス感染症対策 あいちBCPモデル」を策定しました。本モデルを、事業継続のためのツールとして、ぜひご活用ください。

※詳細は下記ホームページをご覧ください

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-bcp-model.html>

問い合わせ：愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 ☎(052) 954-6334

■ あいち産業科学技術総合センターが依頼試験手数料と機器貸付料を減免します

・あいち産業科学技術総合センターでは、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている、県内中小企業の皆様の経済的な負担軽減と持続的な研究開発・品質評価の技術支援のため、センターの工業、窯業、食品、繊維の各技術センター・試験場における依頼試験手数料と機器貸付料を昨年度に引き続き50%減免しています。

＜対象企業＞ 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けたことにより、関連する公的機関の融資制度を利用している県内の中小企業

※適用条件や申込方法など、詳細については、あいち産業科学技術総合センター
下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/acist/genmen5.html>

問い合わせ：あいち産業科学技術総合センター 管理部管理課

豊田市八草町秋合 1267-1 ☎(0561) 76-8301

■ あいち産業振興機構

「あいち中小企業応援ファンド助成事業 新事業展開応援助成金(一般枠)」の募集を開始します
～新型コロナウイルス関連に加え、原油・原材料高騰等の影響を受けた事業者への支援を拡充して実施～

愛知県では、中小企業者等が行う地域資源を活用した新製品(商品)開発、販路拡大などの新事業展開を支援するため、「あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金」を2018年度から実施しています。

この度、2023年度における「あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金(一般枠)」の募集を6月19日(月)から開始しますので、お知らせします。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上等が減少した事業者に加え、原油・原材料高騰等の影響により売上等が減少した事業者に対しても、助成率の引き上げを行います。

1 募集の内容

(1)募集期間 2023年6月19日(月)から7月21日(金)まで

(2)募集対象 中小企業者等が新事業展開を行う産業分野で、主要地場産業

(繊維、窯業、食品、家具及び伝統的工芸品)以外の分野で行う次の事業
(2023年10月から2024年9月末までに実施する事業が対象です。)

ア①新製品(商品)開発 ②販路拡大 ③人材育成(①②につながるもの)

イ①新型コロナウイルス感染防止に資する新製品(商品)開発

②販路拡大(①につながるもの) ③人材育成(①につながるもの)

※主要地場産業を対象とする新事業展開応援助成金(地場産業枠・農商工連携枠)は、
2023年12月頃の募集を予定していますので、別途御案内します。

(3)助成(採択)規模 総額5,000万円程度

(4)助成限度額及び助成率

ア 助成限度額 50万円以上300万円以内

イ 助成率

(ア)(2)募集対象アに該当する事業

助成対象事業を実施するために必要な経費の2分の1以内

(ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大又は原油・原材料高騰等の影響により、
売上等が減少した中小企業者・小規模企業者については3分の2以内)

※小規模企業者は助成限度額50万円以上100万円以内で、助成率3分の2以内が
選択できます。

(イ)(2)募集対象イに該当する事業

助成対象事業を実施するために必要な経費の3分の2以内

(5)応募方法

ア 公募要領の配布

公募要領及び交付申請書の様式は、公益財団法人あいち産業振興機構で配布します。

また、同機構の下記Webサイトからもダウンロードできます。

<https://www.aibsc.jp/support/1175/>

イ 書類提出先

交付申請書に必要な書類を添付の上、公益財団法人あいち産業振興機構へ郵送又は
持参にて提出してください。

○受付時間:平日午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は2023年7月21日(金)午後5時 必着とします。

問い合わせ:(公財)あいち産業振興機構 新事業支援部 地域資源活用・知的財産グループ
愛知県産業労働センター(ウイंकあいち)14階 ☎(052)715-3074

■ 専門家の派遣が無料で受けられます。(オンラインでも対応可能です。)

- ・「新型コロナウイルス感染症」又は「原油・原材料高騰等」の影響を受けている中小企業・小規模事業者の方に対して「無料」で専門家の派遣が受けられます。

無料派遣の対象となる中小企業・小規模企業者

(* 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 のうちいずれか)

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、2022年1月以降いずれかの月の売上が2019年又は2020年もしくは2021年同月比で、30%以上減少している中小企業・小規模企業
- 2 2022年1月以降、新型コロナウイルス感染症に対応する県制度融資^{※1}の借入実行又は前提となる認定^{※2}を受けている中小企業・小規模企業

※1 「サポート資金（【セーフティネット】・【新型コロナ借換】・【経営改善等支援】等）」

※2 新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号（2条5項4号）又は5号（2条5項5号）の市町村長の認定

- 3 国の令和4年度に措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業のうち本県が実施した事業を利用した中小企業・小規模企業
 - 4 原油・原材料高騰等の影響により、2022年1月以降の連続する3カ月（任意選択可）において、事業収入、売上総利益又は営業利益のいずれかの3カ月合計が、2019～2021年の同3カ月合計と比較して、10%以上減少している中小企業・小規模企業
 - 5 原油・原材料高騰対応に係る県制度融資^{※3}の借入実行をしている中小企業・小規模企業
- ※3 サポート資金【経済対策特別】「原油・原材料高騰緊急対応枠」

詳細は下記WEBページをご覧ください

<https://www.aibsc.jp/support/692/>

問い合わせ：(公財) あいち産業振興機構 経営支援部 経営アドバイスグループ
愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階
☎ (052) 715-3070

■ 新型コロナウイルスに関連した中小・小規模企業向けの支援について

-関連ページのご案内- リンク先:

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/coronavirus20200203.html>

問い合わせ：愛知県経済産業局産業部産業政策課

☎ (052) 954-6330

■ 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)の特例措置について

- ・小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)では、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化した契約者の皆様に、以下のとおり特例措置を講じております。詳細につきましては、中小機構 HP でご確認いただくか、中小機構までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症にかかる小規模企業共済制度の特例措置について

https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_s.html

1. 掛金の納付が困難なご契約者様
 - (a) 掛金月額の減額
2. 分割共済金受給者の一括支給(繰上支給)対応

新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置について

https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_t.html

1. 共済金の償還(返済)期日の繰下げ
2. 一時貸付金の返済猶予
3. 掛金の納付が困難なご契約者様
 - (a) 掛止めをする
 - (b) 掛金月額を減額する

問い合わせ：独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室

☎ (050) 5541-7171

受付時間 平日午前9時～午後5時

融 資

■ 各種融資制度 — 経営安定や設備投資のための資金を必要とするとき —

制 度 名		利 率	融 資 期 間	限 度 額	
小規模企業等 振興資金	通 常 資 金	年 1.3%~年 1.6%	設備 1 年超~10 年 運転 1 年超~7 年	5,000 万円	
	小 口 資 金	年 1.1%~年 1.4%	設備 1 年超~10 年 運転 1 年超~7 年	2,000 万円 (申込額を含め保証協会保証付き融資残高が 2,000 万円以内であること)	
一 般 事 業 資 金		年 1.3%以内 (固定)	運転 1 年以内	2 億円	
		年 1.4%~年 1.7%	設備 1 年超~10 年 運転 1 年超~7 年		
中 小 企 業 組 織 強 化 資 金		商工中金所定	運転 1 年以内	3 億円	
サ ポ ー ト 資 金	セーフティネット	年 1.2(1.1)%~ 年 1.5(1.4)% (責任共有制度対象外資金は ()内の利率)	設備・運転 1 年超~10 年	8,000 万円	
	経営あんしん	年 1.2%~年 1.4%	運転 1 年超~7 年	8,000 万円	
	経済対策特別 (2024 年 3 月 31 日まで)	年 1.2%~年 1.5%	設備・運転 1 年超~10 年	1 億円	
	条件変更改善	年 1.5%~年 1.7%	設備・運転 1 年超~15 年	2 億 8,000 万円	
	短 期	金融機関所定 (固定)	運転 1 年以内	3,000 万円	
	伴走支援 (2024 年 3 月 31 日まで)	年 1.1%以内~ 年 1.4%以内 (固定)	設備・運転 1 年超~10 年	1 億円	
	新型コロナ借換 (2024 年 3 月 31 日まで)	年 1.4(1.5)%~ 年 1.6(1.7)%	運転 1 年超~15 年	8,000 万円	
パ ワ ー ア ッ プ 資 金		年 0.8%以内~ 年 1.3%以内 (固定) (一部利子補給あり)	設備 1 年超~10 年 運転 1 年超~7 年 (輸出品の製造・加工・集荷又は製品等の輸入を 行うための運転資金については 1 年以内 補助金つなぎ資金は 2 年以内)	1 億 5,000 万円 (輸出品の製造・加工・集荷又は製品等の 輸入を行うための運転資金については 1,500 万円、補助金つなぎ資金は交付決 定額)	
		(地域未来投資)	年 1.0%以内~ 年 1.5%以内 (固定)	設備 1 年超~15 年 運転 1 年超~7 年	2 億円
		(設備投資促進枠) (2024 年 3 月 31 日まで)	年 1.0%以内~ 年 1.2%以内 (固定)	設備 1 年超~10 年	1 億 5,000 万円
		(金融機関提案型)	金融機関所定 (固定)	金融機関所定 (設備・運転)	金融機関所定
創 業 等 支 援 資 金 (協調推進枠)		(0.5) (0.8) 年 0.8%~年 1.1% (県のスタートアップ支援事 業による支援を受けた者は ()内の利率)	設備 1 年超~10 年 運転 1 年超~7 年	3,500 万円	
再 生 ・ 事 業 承 継 支 援 資 金	再 生	年 1.5%~年 1.7%	設備・運転 1 年超~15 年	2 億 8,000 万円	
	事 業 承 継	年 1.2(1.0)%以内~ 年 1.5(1.3)%以内 (固定) (愛知県事業承継ネットワー ク利用者及び事業承継特別 保証の対象者は()内の利率)	設備 1 年超~10 年 運転 1 年超~7 年	2 億 8,000 万円	

(注) 利率については 2023 年 4 月 1 日現在

中小企業組織強化資金を除き、原則として愛知県信用保証協会の信用保証が必要です。

上記の他にも制度がございます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html>

問い合わせ：愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

☎ (052) 954-6333

■ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資＝**経**）

－ 小規模事業者の方が無担保・無保証人で経営改善のための資金を必要とするとき－

貸付対象	従業員20人（商業・サービス業は5人） 以下の小規模事業者	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
資金使途	設備資金・運転資金	利率	年1.08%
限度額	2,000万円	融資機関	日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方や自然災害等の被害証明書等を受けた方で、要件（※）を満たす場合は下記のとおり拡充されます。

限度額	2,000万円＋別枠1,000万円	利率	当初3年間 年1.08%－0.9% (別枠の1,000万円以内)
			4年目以降 年1.08%
限度額	2,000万円＋別枠1,000万円	利率	※令和2年7月豪雨関連による間接被害の場合 当初3年間 年1.08%－0.5% (別枠の1,000万円以内)
			4年目以降 年1.08%

（注）利率については2023年4月3日現在

※ 新型コロナウイルス感染症関連、令和2年7月豪雨関連、東日本大震災関連の各々でご利用いただける要件があります。

問い合わせ：愛知県商工会連合会

☎ (052) 562-0030

各商工会議所〔中小企業相談所〕・各商工会 P.10 参照ください。

□ 設備貸与

－ 設備を割賦またはリースで導入したいとき－

割賦制	対象企業	従業員 50 人以下 ※従業員数によって一部要件があります。
	限度額	100万円～1億円
	償還期間	5年又は7年 1年間の据置後、半年賦又は月賦払
利率	利率	①年1.19%②年1.45% ③年1.71%④年1.96%⑤年2.26%（*） （経営・財務内容に応じて「弾力料率」を適用します。） （商工会議所・商工会でお申込みいただきますと、利率が0.1%優遇されます。）
	リース期間及び月額リース料率	3年～7年 月1.273%～2.941%（*） （経営・財務内容に応じて「弾力料率」を適用します。） （据置期間はありませぬ。商工会議所・商工会でお申込みいただきますと、利率が優遇されます。）
リース制	対象企業	従業員 50 人以下 ※従業員数によって一部要件があります。
	限度額	100万円～1億円
	リース期間及び月額リース料率	3年～7年 月1.273%～2.941%（*） （経営・財務内容に応じて「弾力料率」を適用します。） （据置期間はありませぬ。商工会議所・商工会でお申込みいただきますと、利率が優遇されます。）

（*）経営革新計画に基づき設備を導入する場合、ISOの認証を取得している場合は利率が優遇されることがあります。

問い合わせ：（公財）あいち産業振興機構 経営支援部 設備投資支援グループ
各商工会議所・商工会

☎ (052) 715-3067
P.10 参照ください。

□信用保証

－資金借入れのために信用保証を必要とするとき－

対 象 者	中小企業者・協同組合等
保証限度額	会社・個人事業者・医療法人等 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (このほかに、経営安定関連保証等については、各々別枠が設けられています)
信用保証料率	一般料率 年0.45%～年1.90% (保証制度によって異なりますので、詳しくは保証協会へお問い合わせください)

問い合わせ：愛知県信用保証協会 名古屋市中村区椿町7-9 フリーダイヤル(0120)454-754
 西三河支店 岡崎市上明大寺町2-13 ☎(0564)25-2430
 東三河支店 豊橋市大橋通2-125 ☎(0532)57-5611
 愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 ☎(052)954-6333

□補助金 小規模事業者経営革新支援事業費補助金

－経営革新計画の承認を受けた小規模事業者の方が同計画に基づき実施する新商品・新技術開発及び販路開拓等に係る経費の一部を助成します－

補助対象者	次の要件すべてを満たす小規模事業者※ (1) 県内に本社又は主たる事業所を有すること (2) 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第14条第1項に基づき、愛知県知事から経営革新計画の承認を受けていること (3) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと (4) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと (6) その他支援補助金を支給することについて、知事が不相当と認める事由を抱えていないこと
補助対象事業	中小企業等経営強化法に基づき県から承認を受けた経営革新計画に従って、当該年度に実施される事業
補助要件	補助金の上限額：100万円 補助率：3分の2
補助対象経費	補助対象事業の期間(当該年度内で定める期間)において補助対象事業に関して支出した経費(但し、内容により対象外とする経費あり)
募集期間	例年4月下旬～6月中旬を予定

※ 小規模事業者の定義は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律により次のとおりとします。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数20人以下

問い合わせ：愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 ☎(052)954-6335

■小規模企業共済制度

小規模企業の個人事業主、会社等役員などが事業を廃業、役員を退職した場合など、第一線を退いたときの生活の安定または事業の再建等を図る資金をあらかじめ準備しておくため、法律に基づき運営されている共済制度です。

加入対象者	常時使用する従業員が 20 人以下(商業・サービス業は 5 人以下、但しサービス業のうち宿泊業・娯楽業は 20 人以下)の個人事業主及びその共同経営者、又は会社等の役員。一定規模以下の企業組合・協業組合及び農事組合法人の役員、土業法人の社員等。
掛 金	毎月の掛金は 1,000 円から 70,000 円まで (500 円単位・加入後の増減額可能)
共 済 金 支 払 金 由	共 済 金 A… 事業廃止(個人事業主の死亡を含む)及び、配偶者や子に事業の全部譲渡、会社等解散、共同経営者で病気・負傷・死亡による退任 共 済 金 B… 会社等役員で病気・負傷・死亡及び 65 歳以上による退任。 老 齢 給 付 (個人事業主及びその共同経営者、会社等役員で 65 歳以上で 180 か月以上掛金を納付された方) 準 共 済 金 … 会社等役員の退任(上記の共済金 B の事由を除く)等 解 約 手 当 金 … 任意(自己都合による)解約、12 か月以上の掛金の滞納等による解約 ※ 掛金を納付した期間によっては掛金が掛け捨てとなります。(共済金 A・B は 6 ヶ月未満、準共済金・解約手当金は 12 ヶ月未満の場合に掛け捨て)
制度の特色	掛金は全額所得控除、共済金は一括受取りの場合は退職所得扱い、分割受取りの場合は公的年金等の雑所得扱い。(一括受取り、分割受取りの併用可)

※ 小規模企業共済契約者貸付も行っています。

問い合わせ： 愛知県商工会連合会 各商工会議所〔中小企業相談所〕・各商工会
愛知県中小企業団体中央会 総務部
独立行政法人中小企業基盤整備機構

☎ (052) 562-0030
P.10 参照ください。
☎ (052) 485-6811
☎ (050) 5541-7171

■中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）

取引先事業者の予期しない倒産によって被害を受けた方の連鎖倒産を防止するため、中小企業があらかじめ掛金を積み立てて相互に救済する制度です。

加入資格	1年以上継続して事業を行っている中小企業者
掛 金	毎月の掛金は5,000円から 200,000 円まで (5,000 円単位・加入後の増減額可能) ※月額掛金の減額は、事業規模縮小など、一定の要件に該当する場合のみ可能です。
共 済 金 貸 付 事 由	取引先事業者が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合
貸 付 条 件	共済金貸付額は「回収困難となった売掛金債権等の金額」と「掛金総額の 10 倍(上限 8,000 万円)」のいずれか少ない金額。 貸付条件は無担保・無保証人(※共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の 10 分の 1 に相当する掛金の権利は消滅します。) 返済期間は貸付額に応じて 5 年～7 年

問い合わせ： 愛知県商工会連合会 各商工会議所〔中小企業相談所〕・各商工会
愛知県中小企業団体中央会 総務部
独立行政法人中小企業基盤整備機構

☎ (052) 562-0030
P.10 参照ください。
☎ (052) 485-6811
☎ (050) 5541-7171

□ あいち産業振興機構

応援します！あいちの中小・小規模企業

愛知県内の中小・小規模企業を支援するため、愛知県の100%出資のもとに設立された公益法人で、知事から法律に基づき指定された県内唯一の中小企業支援センターです。また、愛知県よろず支援拠点、愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点の運営も行っています。

主な業務

- 経営の総合支援
経営相談（経営、金融、税務、技術、カーボンニュートラル、IT、DX、販路開拓、事業承継等）、法律相談、専門家派遣（含むBCP）
- 取引先開拓の支援
製造業の中小・小規模企業を対象とした取引の紹介・あっせん、商談会の開催、下請かけこみ寺（下請取引上の相談）の設置
- 設備投資の支援
小規模企業者等設備貸与事業（設備の割賦販売・リース）
- 創業・新事業の支援
創業プラザあいち（創業相談、創業準備スペースの利用（事前審査あり）、セミナー・講座の開催（あいち創業ゼミ 実践コース（有料）・土曜集中コース（有料）・短期集中コース（有料）・夜間集中コース（有料）、女性起業家セミナー、創業ビギナー講座）、あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金、ビジネスプラン発表会、あいち外国人起業&経営支援センター（外国人に対する起業・経営の相談）
- 国際ビジネスの支援
国際ビジネス相談、セミナー・講座の開催、海外ビジネスハンズオン支援
- 情報提供・IT 活用支援
インターネットによる情報提供、各種 IT セミナー・講座の開催
- 知的財産に関する支援
外国出願（特許・実用新案・意匠・商標）の支援、開放特許を活用した支援（知的財産活用ビジネス支援事業）

詳しくは、あいち産業振興機構パンフレットをご覧ください。

<https://www.aibsc.jp/wp-content/uploads/2021/04/gyoumuannai2022.pdf>

問い合わせ：（公財）あいち産業振興機構 愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14・15・18 階

総合案内 ☎（052）715-3063

ホームページ <https://www.aibsc.jp/>

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38

□ あいち産業労働ガイドブック

- この地域の機関で実施している産業労働に関する様々な施策を、わかりやすく整理し、紹介したものです。

リンク先：<https://www.pref.aichi.jp/sangyo-seisaku/guidebook/index.html>

□商工会・商工会議所

経営支援	税務・経理・労務・BCP（事業継続計画）等の各種経営相談および講習会 弁護士等による専門相談 経営安定（倒産防止）相談 マル経融資のあっせん 記帳指導、労働保険事務代行、小規模企業共済事務 国・県等の各種制度・補助金に関する相談
技術	技術向上のための情報提供 各種講習会、研修会
事務	工業系の診断士による専門相談 簿記講座 パソコン講習 各種技能講習 若手経営者・後継者研修

県内の商工会議所・商工会の連絡先

商工会議所名	電話	商工会議所名	電話	商工会議所名	電話
名古屋商工会議所	(052)223-5756	津島商工会議所	(0567)28-2800	安城商工会議所	(0566)76-5175
一宮商工会議所	(0586)72-4611	半田商工会議所	(0569)21-0311	西尾商工会議所	(0563)56-5151
瀬戸商工会議所	(0561)82-3123	常滑商工会議所	(0569)34-3200	豊田商工会議所	(0565)32-4567
春日井商工会議所	(0568)81-4141	東海商工会議所	(0562)33-2811	豊橋商工会議所	(0532)53-7211
犬山商工会議所	(0568)62-5233	大府商工会議所	(0562)47-5000	豊川商工会議所	(0533)86-4101
江南商工会議所	(0587)55-6245	岡崎商工会議所	(0564)53-6161	蒲郡商工会議所	(0533)68-7171
小牧商工会議所	(0568)72-1111	碧南商工会議所	(0566)41-1100		
稲沢商工会議所	(0587)81-5000	刈谷商工会議所	(0566)21-0370		

商工会名	電話	商工会名	電話	商工会名	電話
守山商工会	(052)791-2500	大治町商工会	(052)442-4511	岡崎市ぬかた商工会	(0564)82-3077
鳴海商工会	(052)896-3331	蟹江町商工会	(0567)95-1809	みよし商工会	(0561)34-1234
有松商工会	(052)621-0178	飛島村商工会	(0567)52-1002	藤岡商工会	(0565)76-2612
尾西商工会	(0586)62-9111	弥富市商工会	(0567)65-3100	小原商工会	(0565)65-2540
尾張旭市商工会	(0561)53-7111	愛西市商工会	(0567)24-6122	足助商工会	(0565)62-0480
岩倉市商工会	(0587)66-3400	知多市商工会	(0562)55-0700	下山商工会	(0565)90-2602
豊明市商工会	(0562)93-6666	阿久比町商工会	(0569)48-7085	旭商工会	(0565)68-2620
東郷町商工会	(0561)38-0821	東浦町商工会	(0562)83-6123	稲武商工会	(0565)82-2640
日進市商工会	(0561)73-8000	内海商工会	(0569)62-0403	新城市商工会	(0536)22-1778
長久手市商工会	(0561)62-7111	豊浜商工会	(0569)65-0004	設楽町商工会	(0536)62-0004
豊山町商工会	(0568)28-3800	師崎商工会	(0569)63-0349	東栄町商工会	(0536)76-0530
北名古屋市長工会	(0568)25-0001	美浜町商工会	(0569)82-3951	津具商工会	(0536)83-2114
清須市商工会	(052)400-3008	武豊町商工会	(0569)73-1100	豊根村商工会	(0536)85-1033
大口町商工会	(0587)95-2557	岡崎市六ツ美商工会	(0564)43-2502	音羽商工会	(0533)88-2881
扶桑町商工会	(0587)93-5111	知立市商工会	(0566)81-0904	一宮商工会	(0533)93-2088
祖父江町商工会	(0587)97-5800	高浜市商工会	(0566)53-1827	小坂井商工会	(0533)78-3333
平和町商工会	(0567)46-0031	一色町商工会	(0563)72-8276	御津町商工会	(0533)76-3737
木曾川商工会	(0586)87-3618	西尾みなみ商工会	(0563)32-1141	田原市商工会	(0531)22-6666
あま市商工会	(052)442-8831	幸田町商工会	(0564)62-0120	渥美商工会	(0531)33-0441

愛知県商工会議所連合会 ☎ (052) 223-5610 <https://www.aichiof-cci.jp/>

愛知県商工会連合会 ☎ (052) 562-0030 <https://www.aichiofsci.jp/>

お気軽にご利用ください

経営について相談したいとき

金融・税務・労務・経理・記帳・BCP（事業継続計画）などの指導・あっせん
商工会議所〔中小企業相談所〕・各商工会 P.10 参照ください。

金融・融資について相談したいとき

県融資制度全般について
愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 ☎ (052) 954-6333
信用保証について
愛知県信用保証協会 総合相談窓口 ☎ 0120-454-754

設備投資について相談したい

設備貸与制度について
(公財) あいち産業振興機構
経営支援部 設備投資支援グループ（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階）
☎ (052) 715-3067
ホームページ <https://www.aibsc.jp/support/1214/>

創業について相談したいとき

創業コーディネーターによる相談
(公財) あいち産業振興機構
新事業支援部 創業・新事業育成グループ（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階）
☎ (052) 715-3075
ホームページ <https://www.aibsc.jp/>
電子メール info-shinjigyo@aibsc.jp

外国人が起業・経営について相談したいとき

あいち外国人起業&経営支援センター（毎週火・金曜日 13時～17時）
(公財) あいち産業振興機構
新事業支援部 創業・新事業育成グループ（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階）
☎ (052) 563-1435
ホームページ <https://www.aibsc.jp/support/17353>

専門家による相談・助言を受けたいとき

よろず支援拠点コーディネーターによる相談
愛知県よろず支援拠点（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階） ☎ (052) 715-3188
豊橋サテライト（emCAMPUS EAST（エムキャンパス イースト）4階406号） ☎ (0532) 39-7111
マネージャーによる相談
(公財) あいち産業振興機構
統括・担当マネージャー（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階） ☎ (052) 715-3071

弁護士による法律相談（月4回）

経営・技術専門家派遣（中小企業1/3、小規模企業1/5自己負担）
「新型コロナウイルス感染症」又は「原油・原材料高騰等」の影響を受けている事業者（要件を満たす場合）は無料 P.3 参照＞
専門家による経営診断

（公財）あいち産業振興機構

経営支援部 経営アドバイスグループ（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階）

☎（052）715-3070

ホームページ <https://www.aibsc.jp>

電子メール info-advice@aibsc.jp

事業承継について相談したいとき

事業承継全般について

愛知県事業承継・引継ぎ支援センター

☎（052）228-7117

事業承継税制について

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

☎（052）954-6332

経営・技術情報を入手したいとき

メールマガジンの発行、インターネットによる情報提供

（公財）あいち産業振興機構

総務企画部 情報企画グループ（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）15階）

☎（052）715-3063

ホームページ <https://www.aibsc.jp>

電子メール info-joho@aibsc.jp

インターネットによる技術情報の提供

あいち産業科学技術総合センター

☎（0561）76-8301

ホームページ <https://www.aichi-inst.jp/>

電子メール acist@pref.aichi.lg.jp

組合の設立など組織化を図りたいとき

組合設立・運営の相談・指導など

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

☎（052）954-6334

愛知県中小企業団体中央会

☎（052）485-6811

愛知県商店街振興組合連合会

☎（052）563-0550

取引について相談したいとき

取引の紹介・あっせん

（公財）あいち産業振興機構 経営支援部 取引振興グループ（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階）

☎（052）715-3068

ホームページ <https://www.aibsc.jp/support/698>

電子メール info-torihiki@aibsc.jp

下請取引上の相談

（公財）あいち産業振興機構 下請かけこみ寺（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階）

☎ 0120-418-618

ホームページ <https://www.aibsc.jp/support/263/>

試験研究機関に技術相談をしたいとき

高度計測機器分析・	あいち産業科学技術総合センター共同研究支援部	☎ (0561) 76-8315
工業一般・	あいち産業科学技術総合センター産業技術センター	☎ (0566) 24-1841
窯業	あいち産業科学技術総合センター産業技術センター常滑窯業試験場	☎ (0569) 35-5151
	あいち産業科学技術総合センター産業技術センター三河窯業試験場	☎ (0566) 41-0410
	あいち産業科学技術総合センター産業技術センター瀬戸窯業試験場	☎ (0561) 21-2116
食品	あいち産業科学技術総合センター食品工業技術センター	☎ (052) 325-8091
繊維	あいち産業科学技術総合センター尾張繊維技術センター	☎ (0586) 45-7871
	あいち産業科学技術総合センター三河繊維技術センター	☎ (0533) 59-7146

共済制度の加入について相談したいとき

愛知県商工会連合会	☎ (052) 562-0030
各商工会議所〔中小企業相談所〕・各商工会	P.10 参照ください。
愛知県中小企業団体中央会 総務部	☎ (052) 485-6811
独立行政法人中小企業基盤整備機構	☎ (050) 5541-7171